

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会

帰還困難区域を抱える町村の
復興・再生に向けた要望書

令和8年5月20日

原発事故による帰還困難区域を抱える
町村の協議会

会長 伊澤 史朗



東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から15年という節目を迎えました。

しかし、原子力災害は未だ収束しておらず、避難指示が継続されている区域で生活を営んでいた住民は、故郷への帰還もできぬまま、辛く苦しい避難生活を続けています。

特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域については、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」という政府方針のもと、2023年6月に「特定帰還居住区域」制度が創設されました。

一方で、帰還意向に基づく避難指示解除は、我々町村が求める全域の解除には遠く及ばず、住民同士の更なる分断を生みかねないことや帰還意向を示すことが難しい方の土地・家屋等の取扱いが示されていないことなど、帰還困難区域を抱える町村が復興するためには、長く険しい道のりが続きます。

本年4月から第3期復興・創生期間に移行しましたが、帰還困難区域を抱える町村には、中長期にわたる継続的な取組に加え、復興の進捗に伴い生じる新たな課題やニーズへの対応が必要です。特にこの5年間は、安心して帰還・定住できるよう、特定帰還居住区域の除染、生活環境の整備、産業・生業の再生等をより一層進めていくために極めて重要な期間であり、これまで以上の力強い取組が不可欠です。

このため、国においては、原子力災害からの復興は国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものという認識のもと、福島復興再生特別措置法の主旨を踏まえ、帰還困難区域全域の避難指示解除を含め、我々町村の復興に向けて、町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応いただくよう、次のとおり要望します。

< 要望事項 1 >

特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域（以下「拠点区域外」という）について

（1）特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の実施

- 特定帰還居住区域への帰還・居住に向け、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」との方針の下、長期にわたり避難生活が続く住民に最大限寄り添い、丁寧かつ迅速に帰還意向を確認すること。また、「特定帰還居住区域復興再生計画」の認定を受けた区域については、避難指示解除に支障をきたすことの無いよう遅滞なく除染等を実施すること。
- 「特定帰還居住区域」の認定にあたっては、「生活に必要とされる範囲」について、営農を再開する農地等に加え、農業事業者等が事業で利用する意向の土地を含めるなど、帰還する住民の意向を丁寧に反映し、地域の実情に応じて柔軟に区域に含めることができる運用または制度を構築すること。
- 認定を受けた「特定帰還居住区域」の住民からは避難指示解除に向けて、具体的なスケジュールが見えないことへの不安の声が多く上がっていることを踏まえ、除染や家屋の解体等の明確なスケジュールを分かりやすく示すこと。
- 対象となる区域には放射線量が高い区域が含まれるほか、上水道等のインフラが除染・復旧されなければ帰還して生活することはできないため、帰還する住民が安全で安心して生活が営めるよう、住宅周辺の裏山等の急傾斜地における課題への対策も含め、十分かつ一体的な除染を実施すること。
- 政府方針にある「住民の居住・生活に必要なインフラの整備」を進めるため、道路や下水道等の修繕・整備、生活用水の確保等に必要な財源を確保すること。

(2) 残された土地・家屋等に対する方針の明示

- 帰還意向のない方が所有する土地・家屋等については、荒廃が進んでおり、所有者からは「自宅が朽ちていく様を見ていただけないので解体してほしい」、「いつまで除染を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。加えて、特定帰還居住区域へ帰還する住民の近隣に荒廃した土地・家屋等が残ることは、倒壊や火災、空き巣等の恐れがあり、安全・安心な生活の妨げになることも想定される。山林や事業用地を含め、残された土地・家屋等の取扱いについて、速やかに方針を示すこと。
- 政府方針では、「営農については、帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める。」とされている。拠点区域外には営農再開を目的として帰還したい住民や生きがいのための農業再開を目指す住民がいることを踏まえ、安全で安心できる農作物を生産できるよう、農地については畦畔部を含め面的に土壌中放射性物質の低減策を講じること。また、ため池・水路等の農業用水利施設の除染・復旧を国が主体となって着実に進めること。
- 営農を持続可能なものとするため、拠点区域外の農地について、帰還意向者が所有する飛び農地や、近隣の他者の農地を活用して一体的な耕作ができるよう調整するなど、地元自治体と協議しながら営農再開に向けた措置の具体化を進めること。
- 帰還する住民の高齢化等により自ら耕作できない場合には、作業受委託に限らず利用権設定等の貸付も含め、他の農業法人等が耕作できるよう必要な支援を着実に進めること。新たな担い手の確保に向けて土地を貸し付ける場合の大規模化も含め、農地所有者以外による営農支援メニューをパッケージ化し、柔軟に活用できるよう制度設計を行うこと。
- 既に避難指示が解除された区域及び拠点区域外の双方における営農を持続可能なものとするため、上記の取組を地域の実情に応じて中長期的に支援すること。

- 政府方針が示されていない、既に避難指示が解除された区域の住民等が所有する拠点区域外の農地の取扱いについても、並行して議論を進め、方針を示すこと。
- (3) 帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンの明示
- 国は、「将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意」の具現化に向けて、残された農業用地を含む土地・家屋等の取扱いや、特定復興再生拠点区域等との一体的な復興の観点も踏まえ、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンを早期に示すとともに、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会とも十分に協議を行うこと。
 - 帰還意向に基づく除染のみではなく、復興のステージに応じた面的な除染や防災・防犯等のための解体など、多様な避難指示解除のあり方を可能とする制度を構築すること。
- (4) 拠点区域外への立入規制の緩和に伴う防犯対策の一層の強化
- 各自治体の意向を踏まえたうえで、拠点区域外への立入規制の緩和を実施するにあたり、立入りする住民の安全確保のため、倒壊の恐れのある家屋の早期解体や有害鳥獣対策を行うとともに、立入規制の緩和による空き巣被害の増加が懸念されることから、防犯パトロールなどをより一層強化すること。
- (5) 住民への生活支援の継続
- 帰還困難区域全域の避難指示解除には長期間を要する一方、解除済みの区域でも長期避難の影響により、二地域居住を選択せざるを得ない住民が少なくないことから、安心して生活再建に取り組めるよう、高速道路の無料措置をはじめ、実態に即した生活支援を継続すること。

(6) 帰還困難区域における森林の再生と活動自由化

- 「福島県の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン」の策定により安全確保の基準が整理されたことは、森林再生への大きな前進であるが、帰還困難区域内の国有林を含む広大な森林においては、住民の安全確保の観点から、間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体かつ長期間にわたり継続する必要があるほか、地域住民が日常的に立ち入っていた里山等についても、地域の実情に即した再生を着実に進める必要があるため、「ふくしま森林再生事業」や「里山再生事業」等の各事業に対し、第3期復興・創生期間以降も必要な財政支援等を確実に行うとともに、ガイドラインが現場で実効性を持つよう、国が主体となって関係自治体・事業者等への周知・説明を徹底すること。
- 帰還困難区域での活動の自由化の検討にあたっては、将来的な帰還困難区域全域での避難指示解除を原則とし、放射線防護はもとより、防災・防犯・有害鳥獣対策を含めた住民の安全・安心の確保を大前提とすること。その際、科学的な見地から専門的な検討を行い、客観的な安全・安心を担保すること。

(7) 除去土壌等の最終処分地選定等

- 福島県内の除去土壌等については、大熊町、双葉町が苦渋の決断により、県外での最終処分までの間、中間貯蔵施設を受入れているが、国が約束した2045年3月まで残り20年を切る中で、県外最終処分の実現に向けた具体的なスケジュールや道筋が未だに明確にされておらず、国民的な理解の醸成も十分ではない。期限内での県外最終処分を確実に履行できるよう、具体的な方針・工程を速やかに示すとともに、政府自ら先頭に立ち、国の総力を挙げて復興再生利用を強力に推進し、全国的な理解醸成を更に進め、最終処分地の選定を計画的かつ着実に進めること。

<要望事項2>

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の復興・再生について

(1) 中長期にわたる財源の確保等

- 帰還困難区域を抱える町村が復興・再生を遂げるためには、拠点区域外の避難指示解除、帰還や移住促進に向けた生活環境整備、産業・生業の再生、営農再開など、復興の進捗段階に応じて生じる中長期的な各地域固有の課題に対応し続ける必要がある。このため、国は第3期復興・創生期間以降も、中長期的な復興支援体制を継続し、財政面・人材面を含むあらゆる支援を通じ、地元の意見や実情を十分踏まえながら、町村の復興に最後まで責任を持って取り組むこと。
- 第3期復興・創生期間以降においても各種交付金等について、ハード・ソフト両面での十分な財源と制度枠を確実に確保するとともに、避難指示解除時期の違い等により、自己負担導入や事業の絞り込み等の不公平が生じないように措置すること。具体的には、福島再生加速化交付金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業など、生活環境の整備、産業・生業の再生、営農再開、企業立地の促進、除草・防犯パトロール・有害鳥獣対策等に必要な制度について、地域の実情に応じて切れ目なく活用できるよう、十分な予算の確保と柔軟で使いやすい制度運用を行うこと。
- 帰還困難区域における避難指示の解除は、あくまでもスタートラインにすぎず、その復興には長い年月を要することになる。特定復興再生拠点区域も含め、帰還困難区域全体の復興に向け、2030年代以降も必要となる事業への継続的な支援と実施体制の確保について、国の責任において確実に担保すること。
- 物価高騰・人件費上昇による事業費増により復興事業が停滞し、帰還の遅れにつながらないように、年度途中の増額を含め柔軟に対応できる運用とすること。

- 帰還困難区域を抱える町村においては、避難指示の長期化により、事業者の休廃業、商圈の縮小、雇用・担い手の不足など、地域経済の基盤に大きな影響が生じている。町村ごとの復興の進捗段階に応じ、企業立地や事業再開・継続への支援に加え、雇用確保、人材育成・定着、地元企業への波及を含めた産業・生業の再生支援を中長期的に継続すること。

(2) 福島イノベーション・コースト構想の推進

- 原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興には、新たな研究・産業拠点を地域全体で戦略的に整備していくことが重要である。「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づき、地元企業や地域で暮らす住民にも裨益するように、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組を、中長期的に推進すること。

(3) 交通網の整備

- JR常磐線については、特急列車の増便や通通勤時間帯のダイヤの見直しといった利便性の向上など、地域の実情や要請に応じた機能強化の支援を行うこと。
- 常磐自動車道については、双葉地方の復旧・復興を推進するために必要な基幹的インフラであり、廃炉作業の進展等の原発事故に起因する諸課題の解決や、地域の復興に向けた社会基盤の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進・F-REIの取組の進展と研究タウンの整備等の推進といった観点からも、広野IC・ならばSIC間のほか、ならばSIC・浪江IC間についても早急に4車線化に向けて取り組むこと。

○ 双葉地方の主要道路である国道6号については、復旧・復興事業の進展等に伴い交通量が増加しており、特に大型車の交通量が増加している。福島県警察等において、道路交通の適正な安全管理対策に取り組んではいるものの、慢性的な渋滞の発生や重大事故を含め交通事故の増加が課題となっている。今後も一層の交通量の増加が見込まれるので、道路交通の安全・安心の確保の観点から、4車線化など渋滞緩和等の具体的な措置を行うこと。

○ 国道114号・288号は、古くからその狭隘さに起因する渋滞や事故の発生が懸念されており、東日本大震災時には実際に避難車両による渋滞が発生し、速やかな避難に支障を来たす結果となった。復旧・復興の進展等に伴い、交通量の増加が見込まれるため、両国道の拡幅を早急に実施すること。

○ 住民帰還の加速や産業再生を支える以下に掲げる「ふくしま復興再生道路」の整備を早急に進めること

国道349号

国道399号

県道小野富岡線（県道36号）

○ ふくしま復興再生道路（8路線29工区）以外にも、相双地方の物流を支え、浜通りと中通り地方等との交流人口の拡大・産業交流の活発化に必要な、以下に掲げる連携道路等の整備を図るために必要な財政支援を行うこと。

県道上戸渡広野線の改良整備

県道浪江三春線の整備促進

県道落合浪江線の整備促進

県道常葉野川線の改良整備

県道山田岡上郡山線の改良整備

県道広野小高線の早期全線整備促進

県道富岡大越線の改良整備

県道井手長塚線の改良整備
県道長塚請戸浪江線の改良整備
県道原町二本松線の改良整備
県道原町川俣線の改良整備
県道小良ヶ浜野上線の改良整備
県道浪江国見線の改良整備

(4) 避難指示が解除された地域との公平な支援

- 帰還困難区域の住民についても、既に避難指示が解除された地域の住民に対して講じられた支援を同様に行うとともに、帰還困難区域の医療・介護保険料等の特例期間、固定資産税の減免措置や町村が実施する支援策等に不公平が生じないように必要な財源を確保すること。
- また、避難指示の長期化により、帰還困難区域内には居住できないほど荒廃が進んだ住居が多く、帰還を望む住民にとって、新たな住まいの確保が喫緊の課題である。しかしながら、近年の住宅建築コストや人件費の高騰が帰還をより一層困難なものにしているため、住まいの確保に向けた財政支援など、帰還促進に向けた取組を拡充すること。

(5) 風評対策等

- 帰還困難区域が町村内に残ってしまうことで、地域の復興が遅れるということが決してないよう、風評対策に確実かつ継続的に取り組むこと。また、ALPS処理水については、処分が完了するまでの間、確実に透明性のあるモニタリングを継続的に実施するとともに、国内外への丁寧な情報発信を行うこと。

(6) 放射線量の測定及び線量低減対策の実施

- 避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においても、引き続き国の責任において、詳細な放射線量測定などを実施するとともに、その結果を分かりやすく発信し、風評や帰還・移住する住民の不安を払拭すること。また、フォローアップ除染など、被ばく線量低減に必要なあらゆる対策を講じること。

以上

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会

<構成員>

双葉郡双葉町	町長	伊澤	史朗	(会 長)
双葉郡富岡町	町長	山本	育男	(副会長)
双葉郡大熊町	町長	吉田	淳	
双葉郡浪江町	町長	吉田	栄光	
双葉郡葛尾村	村長	篠木	弘	
相馬郡飯舘村	村長	杉岡	誠	

<オブザーバー>

双葉郡双葉町議会	議長	岩本	久人	
双葉郡富岡町議会	議長	堀本	典明	
双葉郡大熊町議会	議長	仲野	剛	
双葉郡浪江町議会	議長	山本	幸一郎	
双葉郡葛尾村議会	議長	吉田	義則	
相馬郡飯舘村議会	議長	佐藤	眞弘	